

岐阜県公報

第千八百五十三号
平成十九年六月十五日

(金曜日)

目次

告示

- 道路の供用開始 (道路維持課) 四六七
- 道路の区域変更 (同) 四六八
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 四六八
- 公安委員会告示
- 少年指導委員の委嘱 (少年課) 四六九

公示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 四七〇
- 県営土地改良事業の変更計画の決定 (農地計画課) 四七一
- 基本測量の実施 (用地課) 四七一
- 土地区画整理組合の理事の退任 (街路公園課) 四七二
- 指定自立支援医療機関の指定 (身体障害者更生相談所) 四七二
- 指定自立支援医療機関の変更届出 (同) 四七三
- 指定自立支援医療機関の指定辞退 (同) 四七三
- 土地改良区の定款の変更認可 (岐阜農林事務所) 四七三
- 土地改良区役員の退任及び就任 (飛騨農林事務所) 四七四

告示

岐阜県告示第四百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年六月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の年月日)
県道	川美濃線	美濃市字矢口三二二七番の一地先から同市字同三二五七番の一地先まで	三〇・〇	平成一九・六・一五	平成一九・三・二〇

岐阜県告示第四百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年六月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
山勝 田山線					四七〇〇	平成 一九・六・一五	平成 一六・一・二三
		関市倉知字清水洞口二八五六番の一地先から					
		同市同 字石佛二六六〇番の二地先まで					

岐阜県告示第四百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年六月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
明金 宝山線					前 六〇〇 二・五	三七・五		
		郡上市明宝畑字宮尾一九五番五地先から						
		同市同 字小瀬垣内五二〇番一地先まで		後 二四・五 八・〇		三七・五		

岐阜県告示第四百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年六月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)	
一般 国道 一号	四百七十			五・七	平成 一九・六・一五	平成 一九・二・二三	
		高山市上宝町見座字向九八二番一〇地先から					
		同市同 町同 字同九七八番一地先まで					

岐阜県告示第四百三十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	区	域
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に		

力により、NPOと地域住民、行政、企業との協働事業を実現するため、客観中立の立場から技術提供する。また、地域に暮らす人々の幸福につながる社会環境整備の実現のため、地域社会に関する調査研究、提言活動とその実現を図るための事業及び、啓発・支援活動を行う。以上をもって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年五月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人西濃地域精神障害者家族会いぶき会
- 三 代表者の氏名 林 時彦
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県大垣市中野町五丁目九十六番地二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県西濃地域における精神障害者やその家族の生活支援に関する事業及び精神保健福祉の増進に関する事業を行うことにより、地域社会の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年五月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ハウス希望
- 三 代表者の氏名 久保田 正司
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県養老郡養老町金屋七十九番地二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、精神障害者（以下利用者）に対して軽生産作業や生活適応訓練活動の場を提供することを通じて、対人関係や生活習慣を整え、地域社会への参加支援に関する事業を行い、就労復帰などの社会的自立に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
関 田 原 地 区	関 市 役 所	平成一九・七・一五から七・一三まで

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十九年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

メイプル薬局	瑞浪市北小田町二 一七七	同	同
うだつ薬局	美濃市一八七七 六	同	同
アイセイ薬局金岡店	多治見市金岡町一 七四 一	同	同
メイプル調剤薬局	各務原市蘇原新生町二 四七 二	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成十九年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変更年月日
ひばり薬局	不破郡垂井町空録二二一〇 四 五	育成・更生	平成一九・五・七
たんばば薬局垂井店	不破郡垂井町二二一〇 四 五	同	同 一九・五・八

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成十九年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞退年月日
トイカイ薬局高富店	山県市高富和合松二一九〇 一	育成・更生	平成一九・六・三
太平調剤薬局瑞浪店	瑞浪市北小田町二 一七七 七	同	同 一九・五・三

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
本巢揖斐郡真桑井水土地改良区	平成一九・六・六

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
本巢郡真桑方井水土地改良区	平成一九・六・六

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住	所
石神土地改良区	平成一九・三・三	理事	平瀬勝美	飛驒市神岡町数河	一七七番地一

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住	所
石神土地改良区	平成一九・四・一	理事	森下英一	飛驒市神岡町石神	四三一番地
		長	井田保	同	一一四七番地

会計	三井憲雄	同	一五二番地
理事	神田勉	飛驒市神岡町数河	八五〇番地四
	福沢森男	同	一一三番地二
	森腰文雄	同	一五八番地
	若田末松	同	一六〇二番地一
	冲野聡	飛驒市神岡町東町	七二三番地
	山本克宏	同	九五四番地
	増田進一	飛驒市神岡町石神	一一〇九番地
代表	藤垣健	同	四八四番地
監事			

平成十九年六月十五日印刷
平成十九年六月十五日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一號
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）